

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十九年六月二十六日

監査委員告示

監査委員告示

目 次

行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監査委員)
(同)

二 一 ページ

岐阜県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百九十九条第十一項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年六月二十六日

岐阜県監査委員	岐阜県監査委員
杉 藤	山 松 篠
山 本 岡 田	
祐 良 正	
子 寛 泉 人 徹	

I 平成27年度及び平成28年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度行政監査（テータ監査）

岐阜県監査委員会第十一号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十一項前段の規定により
岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があった
ので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

2 平成28年度監査（ニニッ監査）

平成28年度行政監査（テーマ監査）					
テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置	
職員宿舎の管理・運営について	A	B	C	A-B-C	
県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について	29	28	1	0	

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年5月25日に知事から通知があつたもの

行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成27年度行政監査（テーマ監査）

機関名	監督結果	講じた措置
私学振興・青年課 少年課	(岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査) 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取り組みの促進の観点から、立入調査の実施状況及び結果の公表に努められたい。	岐阜県青少年健全育成条例には立入調査の実施状況及び結果を公表する規定がなく、これまで公表していなかつたが、今後は、立入調査実施件数及び立入調査員数を公表することとした。 立入調査で把握した不適正な事案については個別具体には公表しないが、事例として、会議や研修会等において広く事業者へ注意喚起していくものとする。 平成28年度及び近年の実施結果について、県ホームページ上に公表した。

1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

監査結果		措置済		今回推進を 講じたもの*	未措置
区分	分	A	B	C	
団 体	出資・出捐団体	1	0	1	0
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者	0	—	—	—
	計	1	0	1	0
指 導 事 項	出資・出捐団体	11	1	4	6
	補助金等交付団体	1	0	0	1
	指定管理者	3	0	2	1
	計	15	1	6	8
檢 討 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
所 管 機 関	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
※平成29年5月25日に知事から通知があつたもの					
(注) 監査結果の区分については次のとおり。					
・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの					
・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項					

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	決算事務において、次のとおり不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。
		1 月次決算が、平成28年4月分から実施されていないかった。	指摘事項1については、平成28年8月分までの月次決算を平成28年10月12日までに実施し、平成28年9月分以降は翌月末までに実施している。
		2 平成27年度決算において、キャッシュ・フロー計算書に旧病院跡地売却に係る収益について「有形固定資産の売却による収入」と表示すべきところ、「補助金等収入」として記載していた。また、行政サービス実施コスト計算書において、臨時損益(旧病院跡地売却に係る収益及び費用)が計上されていなかつた。	今後は、経理担当部署(総務課及び経営企画課)職員による相互チェック体制を設け、翌月末までに月次決算を作成することを確認し、適正な月次決算の実施に努める。
		3 指導事項2については、平成28年度決算から、同様の臨時的事案が発生した場合は、適正な科目で計上することとした。	今後は、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」等に基づき、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書の適正な作成に努める。

(2) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	中央材料室業務・中央手術部業務・中央放射線部・ハイリスク手術室業務・中央被服・医療機器保守点検管理業務委託において、病院は業務従業員の健康診断結果報告書の提出を求め、確認すべきところ、これを行つていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。

今後は、事前に健康診断

なた。

29年3月10日

に健康診断

結果

報告書

の提出を受けた。

なお、平成29年度委託分

については、健康診断計画及び

結果報告書の提出について平

成29年2月10日に口頭確認

した。

			画の提出を求め、契約当事者双方で進捗を確認することとし、報告書の提出漏れを防ぐ等適正な処理に努める。
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	中央材料室等管理業務委託において、病院は契約直前6ヶ月以内の作業従事者健診結果書及び定期健診結果報告書の提出を求め、確認すべきところ、これを行っていいなかったので、今後は適正に處理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応し、報告書の提出漏れを防ぐ等適正な処理に努める。
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	直前6ヶ月以内の作業従事者健診結果書(契約日：平成27年4月1日)は平成28年12月13日に、平成28年度委託事業の作業従事者定期健診結果報告書は平成28年11月17日に提出を受けた。また、次期契約に向けた仕様書を見直し、契約締結時には当事者双方で確認する機会を設けることとした。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応し、報告書の提出漏れを防ぐ等適正な処理に努める。

所管機関名	団体名 (施設名稱)	監査結果	講じた措置
障害福祉課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立みどり荘)	岐阜県立みどり荘の管理運営業務において、利用者から同様を得ていた指定障害者支援施設(生活介護・施設入所)サービス重要な事項説明書に記載されている基本的なサービス利用料金の一部を誤って記載していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応し、報告書の提出漏れを防ぐ等適正な処理に努める。

おける排出事業者として速やかにかつ確実に行うこととし、毎月末に「電子マニフェスト照会結果一覧表」を出力し、最終処分の確認処理漏れを防ぐよう努める。

都市公園課 (花フェスタ記念公園)	花フェスタ記念公園運営 (花フェスタ記念公園)	花フェスタ記念公園の管理 度に県が指定管理者へ新たに貸し付けた物品 2 件が花フェスタ記念公園管理運営協定書(平成 28 年 2 月最終更新)に記載されていなかったので、速やかに措置することもに、今後は適正に処理されたい。	運営業務において、平成 26 年度に県が指定管理者へ新たに貸し付けた物品 2 件が花フェスタ記念公園管理運営協定書(平成 28 年 2 月最終更新)に記載されていなかったので、速やかに措置することもに、今後は適正に処理されたい。	生じる場合は法人本部事務局も内容を確認すること等により、適正な事務処理を行う。 指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。 県と花フェスタ記念公園指定管理者との間において、「花フェスタ記念公園の管理に関する変更基本協定書」を締結し、平成 26 年度に県から新たに借り受けた物品 2 件について、「管理備品一覧表」を更新し、協定書上の記載を修正した。 今後は、県からの貸付備品に異動が生じた都度、県と指定管理者との間で締結する基本協定書を変更する手続について、確実に引き継ぎ、遺漏ないよう適正に処理する。

(3) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

指定管理者	監査結果	講じた措置
所管機関名 (施設名称) 都市公園課 花フェスタ記念公園運営 管理グループ (花フェスタ記念公園)	花フェスタ記念公園の管理運営業務において、平成 26 年度に県が指定管理者へ新たに貸し付けた物品 2 件が花フェスタ記念公園管理運営協定書(平成 28 年 2 月最終更新)に記載されていなかったので、速やかに措置することもに、今後は適正に処理されたい。	平成 29 年 2 月 3 日付けで、県と花フェスタ記念公園指定管理者との間において、「花フェスタ記念公園の管理に関する変更基本協定書」を締結し、平成 26 年度ご花フェスタ記念公園指定管理者に対して新たに貸し付けた物品 2 件について、「管理備品一覧表」を更新し、協定書上の記載をあらためた。今後は、指定管理者への貸付備品に異動が生じた都度、県と指定管理者との間で締結する基本協定書を変更する手続について、確実に引き継ぎ、遺漏ないよう適正に処理する。

平成二十九年六月二十六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社